

# 運転者に対して行う指導・監督について

運転者は営業所を出発すると、運行中の安全確保が運転者にほとんどゆだねられていること、また、道路上を自家用車、二輪車、歩行者等と混在して走行するため、運転者に特に高い安全意識と能力が求められます。さらに多様な地理的、気象条件の下で運行するとともに、大型の自動車を運転することから、道路の状況その他の運行の状況に関する判断及びその状況における運転について高度な能力が要求されます。こうしたことから、事業者において輸送の安全性を向上させるために「安全教育（指導及び監督）」を積極的に実施する必要があります。

このため、貨物自動車運送事業者（運行管理者等）は、**運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督**を行い、貨物自動車運送事業法その他法令にもとづき運転者が遵守すべき事項に関する知識や、運行の安全を確保するために必要な知識及び技能の習得を通して、ほかの運転者の模範となるべき運転者を育成しなければなりません。

運転者に対する指導及び監督にあたっては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年8月国土交通省告示第1366号/一部改正の施行日、平成29年3月12日）」にもとづき実施しなければなりません。

## 1. 一般的な指導及び監督の実施内容

### A. 指導・監督の実施項目

全運転者に対して、告示による12項目の全項目について、年1回以上は教育・指導を実施しなければなりません。

#### 告示にもとづく指導・監督の12項目

- ① **事業用自動車**を運転する場合の心構え
- ② **事業用自動車**の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ **事業用自動車**の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ **安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法**

なお、上記のほか事業用自動車に備え付けられた非常信号用具及び消火器の取り扱いについて、非常の際迅速かつ確実に取り扱えるよう、乗務員に使い方を実践体験させるなどして熟知させることが義務付けられています。

### B. 指導・監督にあたって配慮すべき事項

#### ① 運転者に対する指導・監督の意義についての理解

- ・貨物自動車運送事業者は、「指導・監督」が輸送の安全に重要な役割を果たす責務を有していることを理解して下さい。

## ②計画的な指導及び監督の実施

- ・計画的な月例の集合教育のほか、日常の点呼や朝礼においても道路や運行に関する状況など安全運行に関する事項について指導を行って下さい。

## ③運転者の理解を深める指導・監督の実施

- ・過去の教育指導の記録を参照するとともに、運転者自らに考えさせるなど理解を深める手法を工夫しましょう。

## ④参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用

- ・ビデオ等の視聴やヒヤリ・ハット報告の提出、小人数グループによる討議、あるいは実車やシミュレーターを用いた死角の確認など、参加・体験・実践型の手法も積極的に活用しましょう。

## ⑤社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し

- ・関係法令の改正や社会情勢の変化、他の事業者の交通事故実例など幅広く情報を集め、随時、指導・監督の内容を見直して下さい。

## ⑥指導者の育成と資質の向上

- ・運行管理者は、常に指導・監督の内容、および手法に関する知識や技術の向上に努めましょう。

## ⑦外部の専門的機関の活用

- ・専門的な知識や技術を有する外部の専門的機関（警察署、労働基準監督署、損害保険会社、トラック交通共済、トラック総合研修センター、民間の研修機関等）を積極的に活用することも検討して下さい。

## 2. 年間教育計画の作成

告示では指導・監督にあたっては「継続的かつ計画的に」とされています。このため、まずは告示にもとづく上記 12 項目の「年間教育計画」を策定することが必要です。各事業者の実態に合った実施しやすい計画をたてて下さい。また、12 項目のほかにも事業者独自の安全運転に関する教育も同時に実施するなど、効果的な指導・監督を心掛けて下さい。

年間教育計画（12 項目を毎月 1 項目ずつ実施する場合の例）	
実施月	指導項目
4 月	事業用自動車 <sup>1</sup> を運転する場合の心構え
5 月	事業用自動車 <sup>1</sup> の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
6 月	事業用自動車 <sup>1</sup> の構造上の特性
7 月	貨物の正しい積載方法
8 月	過積載の危険性
9 月	危険物を運搬する場合に留意すべき事項
10 月	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
11 月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
12 月	運転者の運転適性に応じた安全運転
1 月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
2 月	健康管理の重要性
3 月	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車 <sup>1</sup> の適切な運転方法

### 3. 使用する資料(マニュアル)等

指導・監督を実施するために必要な資料（マニュアル）は下記のものが発行されています。いずれも例示ですので、各事業者が自社の実態や自社の安全運転マニュアル、あるいはインターネット等からの各種情報の内容を適宜加えて活用して下さい。

- ① 「事業用トラックドライバー研修テキスト（全10巻）」  
公益社団法人全日本トラック協会発行（平成29年3月発行）
- ② 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル（本編：一般的な指導及び監督指針の解説）」  
国土交通省自動車局安全政策課（平成28年6月改定）

（公社）長野県トラック協会のホームページ（<http://www.naganota.or.jp>）には、上記のマニュアルや年間教育計画表、教育記録簿も含め各種資料を掲載してありますので、適宜ダウンロードして有効にご活用下さい。

### 4. 指導・監督の記録・保存

運転者に対する指導・監督を行ったら「教育記録簿」を作成し、次の事項を記録・保存しておかなければなりません。

記 録 事 項	記 載 例
①日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
②指導・監督を実施した場所	〇〇営業所〇〇会議室
③内容	1. <u>トラックの構造上の特性</u> ・車高・車長・車幅に合わせた運転 ・トラックの死角 ・トラックのスピードの特性 2. 春の全国交通安全運動の実施について ・期間 〇〇月〇〇日～〇〇日
④実施した者	運行管理者 〇〇〇〇
⑤受けた者	運 転 者 〇〇〇〇、△△△△、◇◇◇◇

業務上の都合等で集合教育に参加できなかった運転者に対しては、後日、複数名あるいは個別に実施（フォロー）し、同様に記録・保存をしておくことが必要です。

なお、保存の際は必ず使用した資料（マニュアル等）のコピーを添付しておくことも義務付けられました。（平成21年10月1日/輸送安全規則一部改正）

記録は実施後3年間の保存が義務付けられています。教育記録簿専用のファイルを作り、継続的に保管（編綴）していくことをお勧めします。

## 5. 特定の運転者に対する特別な指導の実施

重大な交通事故を引き起こした運転者（事故惹起運転者）、また、運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者（初任運転者）、及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある 65 歳以上の高齢者（高齢運転者）には、よりきめ細かな指導を実施しなければなりません。

いずれも適性診断結果にもとづく指導が重要ですが、この場合、当該運転者が気づかない技能、知識または運転行動に関する問題があれば、運転者としてのプライドを傷つけないように配慮しつつこれを指摘することが必要です。さらに、指導終了後にレポートを作成させ効果の確認をすることをおすすめします。さらに効果を上げるために、専門的知識及び技能を有する外部機関を活用するよう努めて下さい。

実施記録については前記 12 項目の教育と同様、教育記録簿の作成と使用資料を添付し、3 年間保存しておく必要があります。また、運転者台帳へも実施年月日や内容等を記載しておいて下さい。

### A. 事故惹起運転者

死者または重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ当該事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対して、再度トラックに乗務する前に実施します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、再度乗務を開始した後 1 カ月以内に実施します。

事故惹起運転者に対する特別な指導の内容及び時間	
内 容	時 間
①事業用自動車の運行の安全の確保に関する法令等	①から⑤までについて合計 6 時間以上実施すること。 ⑥については可能な限り実施することが望ましい。
②交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策	
③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法	
④交通事故を防止するために留意すべき事項	
⑤危険の予測及び回避	
⑥安全運転の実技	

### B. 初任運転者

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間にほかの事業者にて運転者として常時選任されたことがある者を除く）に対して、当該事業者において初めてトラックに乗務する前に実施します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後 1 カ月以内に実施します。

初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間	
内 容	時 間
①貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する事項等 「一般的な指導及び監督」に掲げる「12 項目」について指導する。このうち「日常点検に関する事項」「事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項」及び「貨物の積載方法及び固縛方法」に関する事項については実際に車両を用いて指導する。	15 時間以上実施すること。

<p>②安全運転の実技</p> <p><u>実際に事業用自動車を運転させ、道路及び交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等により指導する。</u></p>	<p><u>20時間以上実施すること。</u></p>
---	-----------------------------

### C. 高齢運転者（65歳以上の者）

高齢である運転者は、適性診断(適齢診断)の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について、運転者自ら考えるよう指導します。指導の実施時期は、適性診断(適齢診断)の結果が判明した後1カ月以内に実施します。

## 6. 特定の運転者に対する適性診断の受診

事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者には、次の特別な適性診断を受診させなければなりません。受診後は、診断結果にもとづく当該運転者の運転行動の特性を踏まえ、当該運転者と話し合いをしつつ、よりきめ細かな指導を実施することが必要です。なお、運転者台帳には受診年月日、診断結果の所見等を記載しておきます。

適性診断の種類		対象と受診時期
事故惹起 運転者	特定診断Ⅰ	①死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者。 ②軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者。 事故後、 <u>再度事業用自動車</u> に乗務する前に受診させる。 やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。
	特定診断Ⅱ	死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者。 事故後、 <u>再度事業用自動車</u> に乗務する前に受診させる。 やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。
初任運転者		当該事業者において、 <u>初めて事業用自動車</u> に乗務する前に受診させる。(当該事業者において初めて <u>事業用自動車</u> に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない者。) やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。
高齢運転者		<u>65歳に達した日以後1年以内に1回、その後3年以内ごとに1回</u> 受診させる。

## 7. 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者に対して、自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書、あるいは無事故・無違反証明書等により、雇い入れる前の事故歴(事業用に限らず、少なくとも過去3年間)を把握し、その結果、事故惹起者であることが確認された場合、事故惹起者に対する特別な教育、および適性診断を実施(受診)させなければなりません。(平成21年10月1日/輸送安全規則一部改正)

なお、事故惹起者であることが確認された場合、「事故惹起者運転者適性診断」が未受診、あるいは「事故惹起者特別指導」未受講であった場合、それぞれ受診・受講させなければなりません。

## 根拠法令

- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条（従業員に対する指導及び監督）
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 20 条（運行管理者の業務）第 1 項第 14 号
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 5（運転者台帳）第 1 項第 8 号
- 国土交通省告示第 1366 号「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」
- 国自総第 510 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」第 10 条
- 国土交通省告示第 1403 号「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断」

[長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関作成]